

○ ネットワークメンバーの皆様による取組の御紹介

◆ 募金箱等による取組

① 寺院への募金箱の設置

清水寺様、相国寺様、鹿苑寺(金閣寺)様、慈照寺(銀閣寺)様、教王護国寺(東寺)様、大覚寺様、泉涌寺様、仁和寺様、禅林寺(永観堂)様、平等院様、圓通寺様、浄瑠璃寺様

② 神社への募金箱の設置

北野天満宮様、八坂神社様、賀茂別雷神社(上賀茂神社)様、石清水八幡宮様、賀茂御祖神社(下鴨神社)様、伏見稻荷大社様、今宮神社様

③ 寄附機能付き自動販売機の導入

(株)ハートフレンド様



募金箱(相国寺様)

◆ 企業キャンペーンによる取組

(株)伊藤園様



平成24年度から「お茶で京都を美しく。」という活動に取り組んでおられ、「お〜いお茶」全飲料製品の売り上げの一部を毎年御寄附いただいています。

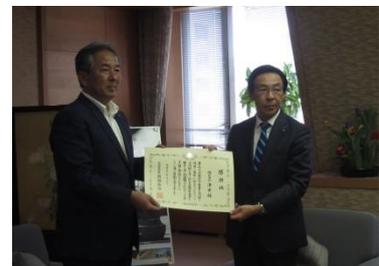


伊藤園の村木営業部長(右)と古川文化スポーツ部長(左)

◆ 企業様からの御寄附

(株)澤吉様

澤吉様からは、平成26年度に200万円、平成28年度に100万円を継続的に御寄附いただき、平成30年度も100万円の御寄附をいただきました。

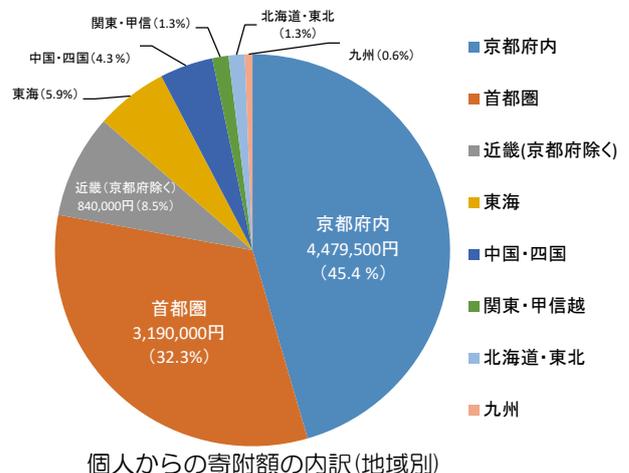


澤吉の澤田社長(左)と西脇知事(右)

平成30年度の寄附状況について

個人の寄附が177件・9,846,200円、法人や団体の寄附が24件・3,423,826円、あわせて201件・13,270,026円の御寄附をいただきました。個人からの寄附を地域別でみると、京都府内外からの寄附がそれぞれおよそ半分ずつとなっており、京都にゆかりのある方・京都の文化を愛する方々から御寄附をいただいたことが分かります。

御寄附いただいた皆様の暖かいお心遣いに心より感謝申し上げます。



「文化財を守り伝える京都府基金」の概要

趣 旨

京都府内には、歴史的建造物など数多くの貴重な文化財があり、これらを地震・火災等から守り、保存・修理することで、未来に良好な状態で伝えていく必要があります。

このため、京都府では、ふるさと納税制度を活用して、文化財保護に用途を限定した「文化財を守り伝える京都府基金」を設置し、全国の方々に寄附をお願いしています。

御寄附は京都府出身者に限らず、どなたでもしていただけます。多くの皆様の温かい御支援をお待ちしています。

寄附の使い道

いただいた御寄附は、文化財の保護を目的に下記の事業に使います。お申込みの際に用途をこの中から御指定いただくこともできます。

- 京都府内の歴史的建造物などの有形文化財の保存、修理のための事業
- 地震、火災等から有形文化財を守るための事業
- 文化財保護のこころを育む事業 など

いただいた寄附金で、どの事業に補助を行うのかは、寄附者の御意向や文化財の専門家の意見を踏まえて選定いたします。

選定した事業の内容や取組結果については、ホームページや「文化財通信」誌面で御報告させていただきます。



現地調査で文化財の状態を確認します



専門家による会議で補助事業の選定を行います

●文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金選定委員会

- 委員長 村井 康彦（国際日本文化研究センター名誉教授）
- 委員 永井 規男（関西大学名誉教授、元京都府文化財保護審議会会長）
- 委員 土岐 憲三（立命館大学特別研究フェロー）
- 委員 京都府文化スポーツ部文化政策室長

これまでの実績

いただいた御寄附は、令和元年10月末現在で総額1億8,677万円余りとなりました。御寄附をもとに、府内の文化財保護のため、平成30年度までに204件、約1億6,519万円の支援を行いました。皆様の御寄附により、府内の貴重な文化財が修復されています。

御寄附をお考えの方々へ

御寄附いただいた額に応じ、本誌で紹介している「京都文化体験」に御招待しています。

寄附額	提供する京都文化体験（令和元年10月現在）
1万円以上	祇園祭山鉾搭乗、杉本家住宅特別拝観、清水寺夜間特別拝観、大河内山荘特別拝観、文化財修理現場見学会、京都文化博物館特別展内覧会のいずれか1つ
2万円以上	フタバアオイオーナー・葵祭特別観覧、緑陰講座のいずれか1つ
5万円以上	高僧の直筆揮毫色紙贈呈に加え、上記文化体験のうちお好きな1つにペアで御招待
10万円以上	高僧の直筆揮毫色紙贈呈に加え、上記文化体験の全てに1年間ペアで御招待
20万円以上	西陣織体験に加え、色紙贈呈及び上記文化体験の全てに1年間ペアで御招待

【京都府内に住民票を有する方へのお知らせ（注意事項）】

京都府内に住民票を有する方には、ふるさと納税の返礼としての文化体験の提供が法律上出来ませんことを御了承ください。なお、文化財や文化観光に関する情報を「文化財を守り伝える京都府基金ネットワーク」から情報提供させていただくために、氏名・住所・E-mailアドレス・電話番号を提供することについて、御了承いただきますようお願いいたします。

氏名・住所・E-mailアドレス、電話番号の提供について御了承いただけない方は京都府文化スポーツ部文化政策室まで御連絡ください。

御寄附の方法

以下のいずれかの方法により、お申し込みください。

①「ふるさとチョイス」HPから

右のQRコードを読み取って閲覧または「ふるさとチョイス」で検索
クレジットカード払い・納付書による金融機関払いを選択いただけます。



② 電話・FAX・電子メール・郵送により納付書を請求

御寄附いただける旨と、お名前(読み仮名)・住所・連絡先を下記までお知らせください。

後日、納付書を郵送いたしますので、御手数ですがお近くの金融機関で払い込みをお願いいたします。他府県にお住まいの方には、原則として郵便局用の納付書を送付いたしますが、銀行用の納付書を御希望の場合は、予めその旨お知らせください。

※御利用いただける銀行は、みずほ・三井住友・りそな・三菱UFJ・京都・南都・滋賀・北陸・関西みらい・福邦・大正・福井・北国・但馬・池田泉州・三井住友信託・三菱UFJ信託・みずほ信託の各銀行に限られますので御注意ください(令和元年10月現在)。

【ふるさと寄附金制度について】

皆様が「応援したい、協力したい」とお考えの地方公共団体に寄附をされた場合に、個人住民税や所得税の税額控除が受けられる制度です。寄附金のうち、2千円を超える分について、個人住民税所得割額の概ね2割を上限に、所得税と個人住民税から全額が控除されます。

控除を受けるには、原則として確定申告をする必要がありますが、以下の条件を満たす方については、ふるさと寄附金の「ワンストップ特例制度」が利用できます(確定申告不要)。

- ①確定申告や住民税申告を行わない給与所得者、年金所得者であること
- ②ワンストップ特例申請書(第五十五号の五様式)を京都府に提出すること

御注意：特例申請をされても、医療費控除や住宅ローン控除等のために**確定申告を行わなかった場合**や、**寄附先が6団体以上となった場合**には、**ワンストップ特例の申請は無効**になります。確定申告をされる際には、改めて**寄附金について申告を行ってください**。



文化財通信 第11号

令和元年12月

京都府文化スポーツ部文化政策室

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

T E L 075-414-4521

F A X 075-414-4223

Eメール bunsei@pref.kyoto.lg.jp